## 御影山手地区内の建築を計画されている業者様へ

当地区の建築計画の審議を行う御影山手まちづくり協定委員会に提出する資料を、下記の要領で、速やかに、協定委員会の会長あてに、1 部提出をお願いいたします。また、協定委員会開催の当日には、15 部ご持参ください。これらの資料の1 部は、工事完了まで預かり、他は審議後返却したします。

工事完了後は、廃棄いたします。お手数かけますが、ご協力をお願いいたします。

御影山手まちづくり協定委員会

## 審議用の提出書類一式の内容

	新築、増改築の場合		解体の場合
1	御影山手まちづくり協定の区域内における行為の概要書		
	裏(付近見取り図、配置図等)		
	様式 5 号の2(第6条関係)	(A4)	
2	付近見取り図(拡大図)	(A4)	☑必須
3	配置図、 <u>平面図(ただし、平面図は会長にのみ提出)</u> (A	.3 S=1/100)	☑必須
4	外構計画図·設備配管 (A	.3 S=1/100)	
5	東西南北の立面図 (A	.3 S=1/100)	
6	縦断面図、横断面図 (A	.3 S=1/100)	
7	完成予想図	(A3)	
8	現地の現状写真		☑必須
	(全体写真・近隣との関係が分かる写真)		
	(前面道路との関係が分かる写真・進入道路の写真)		
9	総合仮説計画図		☑必須
	(特に、使用機器、フェンス等の詳細な配置図面、工程表)		
10	解体の場合(以上の右に☑のあるものと下記の内容の書面)		☑必須
	解体の具体的な方法のわかる図面等の資料、解体物件の建築年の明記		
	神戸市に提出の解体届出書のコピー		
	500 m <sup>2</sup> 以上は、解体計画書(使用重機、解体方法、日程等)		別紙記載
11	工事に関する要望一覧の用紙(用紙下部に確認した印として工事責任者情報を記入)		☑必須
12	事業主情報(ただし事業主情報は会長にのみ提出)		☑必須
	① 会社名または氏名、②部署・役職、③氏名、④TEL/携帯		

- ※注1、新築増改築はすべての書面(解体が無い場合は10を除いて)を提示してください。
- ※注2、書面にはすべてページ番号を付記し、ホッチキスで製本してください。
- ※注3、必ず、書類をチェックして、そろっているかを確認してください。

協定委員会(会長)に事前に提示する時、各項目の頭部に☑入れたこの書面を添付してください。